

製品安全法制における規制対象製品の追加について

平成 23 年 1 月 18 日

環境・省資源委員会

1. 概要

(1) ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法）

「ガス事業法」では、同法で定める規制対象製品に「PSTG マーク」が付されていない場合において、当該規制対象製品の販売を禁止している。また、「液化石油ガス法」においても、同法で定める規制対象製品に「PSLPG マーク」が付されていない場合において、当該規制対象製品の販売を禁止している。

(2) 消費生活用製品安全法における長期使用製品安全点検制度

消費生活用製品安全法における長期使用製品安全点検制度では、事業者が同法で定める「特定保守製品」を賃貸する場合において、①製造事業者または輸入事業者に対する所有者情報の提供、②特定保守製品の保守に関する情報の収集、③保守期間に点検等の責務が課しているほか、特定保守製品を販売等によって譲渡する場合には、引渡し時の説明等の義務を課している。

2. 規制対象製品の追加

「ガス事業法」及び「液化石油ガス法」の関係省令改正（平成 22 年 11 月 1 日公布）に伴い、従前から規制対象製品となっていた「ガス瞬間湯沸器」に「ガス湯沸暖房機」が含まれることとなった。

また、「消費生活用製品安全法」の関係省令改正（平成 22 年 11 月 1 日公布）に伴い、従前から「特定保守製品」として定められていた「ガス瞬間湯沸器」に「ガス湯沸暖房機」が含まれることとなった。

3. 適用日

平成 23 年 7 月 1 日より適用される。但し、平成 23 年 6 月 30 日までに製造または輸入されたガス給湯暖房機は適用除外とされている。

4. リース取引との関係

(1) ガス事業法及び液化石油ガス法

リース会社が平成 23 年 7 月 1 日以降に製造または輸入された「ガス湯沸暖房機」をリース終了時等に販売する場合に、当該ガス湯沸暖房機に「PSTG マーク」または「PSLPG マーク」が付されているかどうかを確認しなければならない。

(2) 消費生活用製品安全法における長期使用製品安全点検制度

リース会社が平成 23 年 7 月 1 日以降に製造または輸入された「ガス湯沸暖房機」をリースする場合に、①製造事業者または輸入事業者に対する所有者情報の提供、②特定保守製品の保守に関する情報の収集、③保守期間に点検等の責務が課せられるほか、特定保守製品を販売等によって譲渡する場合には、引渡し時の説明等の義務を課せられる。

以上

1. ガス事業法で定める規制対象製品（PSTG マーク）

(1) ガス用品

- 一 ガス瞬間湯沸器（ガスの消費量が七〇キロワット以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く。）
- 二 ガスストーブ（ガスの消費量が一九キロワット以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く。）
- 三 ガスバーナー付ふろがま（ガスの消費量が二キロワット（専用の給湯部を有するものにあつては、九キロワット）以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く。）
- 四 ガスふろバーナー（ガスの消費量が二キロワット以下のものに限り、ふろがまに取り付けられているもの及び液化石油ガス用のものを除く。）
- 五 ガスこんろ（ガスの消費量の総和が一四キロワット（ガスオープンを有するものにあつては、二キロワット）以下のものであつて、こんろバーナー一個当たりのガスの消費量が五・八キロワット以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く。）

(2) 特定ガス用品

- 一 ガス瞬間湯沸器（ガスの消費量が七〇キロワット以下のものに限り、開放燃焼式のもの及び密閉燃焼式のもの並びに屋外式（屋外に設置され、風雨の影響に耐える構造を有する方式をいう。以下同じ。）のもの並びに液化石油ガス用のものを除く。）
- 二 ガスストーブ（ガスの消費量が一九キロワット以下のものに限り、開放燃焼式のもの及び密閉燃焼式のもの並びに屋外式のもの並びに液化石油ガス用のものを除く。）
- 三 ガスバーナー付ふろがま（ガスの消費量が二キロワット（専用の給湯部を有するものにあつては、九キロワット）以下のものに限り、密閉燃焼式のもの、屋外式のもの及び液化石油ガス用のものを除く。）
- 四 ガスふろバーナー（ガスの消費量が二キロワット以下のものに限り、ふろがまに取り付けられているもの及び液化石油ガス用のものを除く。）

2. 液化石油ガス法で定める規制対象製品（PSLPG マーク）

(1) 液化石油ガス器具等

- 一 調整器（一時間に減圧することができる液化石油ガスの質量が三十キログラム以下のものに限る。）
- 二 液化石油ガスこんろであつて、次に掲げるもの
 - イ 液化石油ガスを充てんした容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のもの
 - ロ 液化石油ガスの消費量の総和が十四キロワット（ガスオープンを有するものにあつては、二十一キロワット）以下のものであつて、こんろバーナー一個当たりの液化石油ガスの消費量が五・八キロワット以下のもの（イに掲げるものを除く。）
- 三 液化石油ガス用瞬間湯沸器（液化石油ガスの消費量が七十キロワット以下のものに限る。）
- 四 液化石油ガス用継手金具付高压ホース（内径が十ミリメートル以下で長さが一・二メートル以下のゴム製のホースを用いたものに限る。）
- 五 液化石油ガス用バーナー付ふろがま（液化石油ガスの消費量が二十一キロワット（専用の給湯部を有するものにあつては、九十一キロワット）以下のものに限る。）

- 六 ふろがま（液化石油ガス用バーナーを使用することができ、かつ、液化石油ガス用バーナーを使用した場合における液化石油ガスの消費量が二十一キロワット以下である構造のものに限り、密閉燃焼式のもの及び屋外式（屋外に設置され、風雨の影響に耐える構造を有する方式をいう。以下同じ。）のもの並びに液化石油ガス用バーナーが取り付けられているものを除く。）
- 七 液化石油ガス用ふろバーナー（液化石油ガスの消費量が二十一キロワット以下のものに限り、ふろがまに取り付けられているものを除く。）
- 八 液化石油ガス用ストーブ（液化石油ガスの消費量が十九キロワット以下のものに限る。）
- 九 液化石油ガス用ガス栓（燃焼用の機械又は器具の部品として用いられる構造のものを除く。）
- 十 液化石油ガス用ガス漏れ警報器（ガスの濃度についての指示機構を有するもの及び携帯用のものを除く。）
- 十一 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（内径が十五ミリメートル以下で長さが一・二メートル以下のゴム製のホースを用いたものに限る。）
- 十二 液化石油ガス用対震自動ガス遮断器（管と接続するためのねじ部の内径が六十ミリメートル以下のものであって、三・五キロパスカル以下のゲージ圧力のガスを遮断するように設計したものに限る。）

(2) 特定液化石油ガス器具等

- 一 液化石油ガスこんろ（液化石油ガスを充てんした容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のものに限る。）
- 二 液化石油ガス用瞬間湯沸器（液化石油ガスの消費量が七十キロワット以下のものに限り、開放燃焼式のもの及び密閉燃焼式のもの並びに屋外式のものを除く。）
- 三 液化石油ガス用バーナー付ふろがま（液化石油ガスの消費量が二十一キロワット（専用の給湯部を有するものにあつては、九十一キロワット）以下のものに限り、密閉燃焼式のもの及び屋外式のものを除く。）
- 四 ふろがま（液化石油ガス用バーナーを使用することができ、かつ、液化石油ガス用バーナーを使用した場合における液化石油ガスの消費量が二十一キロワット以下である構造のものに限り、密閉燃焼式のもの及び屋外式のもの並びに液化石油ガス用バーナーが取り付けられているものを除く。）
- 五 液化石油ガス用ふろバーナー（液化石油ガスの消費量が二十一キロワット以下のものに限り、ふろがまに取り付けられているものを除く。）
- 六 液化石油ガス用ストーブ（液化石油ガスの消費量が十九キロワット以下のものに限り、開放燃焼式のもの及び密閉燃焼式のもの並びに屋外式のものを除く。）
- 七 液化石油ガス用ガス栓（燃焼用の機械又は器具の部品として用いられる構造のものを除く。）

3. 消費生活用製品安全法で定める特定保守製品

- 一 ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）別表第一第一号に掲げるガス瞬間湯沸器（屋外式（屋外に設置され、風雨の影響に耐える構造を有する方式をいう。以下同じ。）のものを除く。）
- 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）別表第一第三号に掲げる液化石油ガス用瞬間湯沸器（屋外式のものを除く。）
- 三 石油給湯機
- 四 ガス事業法施行令別表第一第三号に掲げるガスバーナー付ふろがま（屋外式のものを除く。）
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令別表第一第五号に掲げる液化石油ガス用バーナー付ふろがま（屋外式のものを除く。）

- 六 石油ふろがま
- 七 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第二第八号（二七）に掲げる電気食器洗機（システムキッチン（台所流し、調理用の台、食器棚その他調理のために必要な器具又は設備が一体として製造される製品をいう。）に組み込むことができるように設計したものであつて、熱源として電気を使用するものに限る。）
- 八 電気用品安全法施行令別表第二第八号（四八）に掲げる温風暖房機（密閉燃焼式のものであつて、灯油の消費量が十二キロワット以下のものに限る。）
- 九 電気用品安全法施行令別表第二第八号（六〇）に掲げる電気乾燥機（浴室用のものであつて、電熱装置を有するものに限る。）

以上